② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の取締役
③ 会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
④ 組合（共同企業体を含む。）の理事
⑤ その他業務を執行する者であって、①～④までに掲げる者に準ずる者

カ　入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。さらには、他の入札参加グループの構成員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ　入札説明書において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ク　ＰＦＩ法第９条各号に示される欠格事由に該当する者でないこと。

⑷　入札参加者の資格等要件　入札参加者の構成員のうち、設計、建設工事、工事監理、維持管理の各業務に当たる者は、それぞれア、イ、ウ、エ及び各業務に応じオ、カ、キ、クの要件を満たすこと。

なお、オ、カ、キ及びクのうち、構成員が、要件を満たす限り、複数業務を担当することは可能である。ただし、工事監理と建設工事を同一構成員が行うことはできない。

また、建設工事に当たる企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理を行うことはできない。

ア　予決令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

イ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。

ウ　配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。この場合、配置予定技術者に係る記載様式は、候補者ごとに作成するものとする。また、同一の技術者を重複して複数工事等の配置予定技術者とすることは差し支えないものとする。他の工事等を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うものとする。また、入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査期間を含む。）にあっては、直ちに電話でその旨の申し出を行うとともに、速やかにその旨の理由を記載した申出書（様式は自由とする。）を持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールで提出する。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効にする。落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、競争参加の受付から落札決定までの期間において、建設工事に係る配置予定技術者を配置することができなくなったものの、要件を満たす候補者を追加することが可能な場合には、同等以上の資格を有する候補者を追加することを認める。詳細は入札説明書による。

エ　落札後、配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

オ　設計に当たる企業（以下「設計企業」という。）は次の要件を満たすこと。

① 防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあっては「Ａ」の格付を受け、かつ「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」にあっては「Ａ」又は「Ｂ」の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する企業にあっては「Ａ」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」を担当する企業にあっては「Ａ」又は「Ｂ」の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。

② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

③ 単体又は複数のうち「建築」を担当する企業にあっては、平成27年４月１日から入札公告日までに次の㋐又は㋑のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

㋐ 元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す業務実績。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

㋑ 防衛省発注の、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の５職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す業務実績。

ただし、防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務において、業務成績の評定点が65点未満のものを除くものとする。

・業務実績：構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数３以上かつ延べ面積が１棟あたり6,000㎡以上の新設建物設計業務。

④ 外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は建設コンサルタント業務に従事できる資格（シビルコンサルティングマネージャー）相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣認定を含む。以下同じ。）を受けている必要がある。なお、入札参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも入札参加表明書を提出することができるが、この場合、入札参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑤ 設計に従事する責任者として、次の要件を満たす管理技術者を配置することができること。

㋐ 一級建築士の資格を有する者であること。

㋑ 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

恒常的な雇用関係とは、３か月以上の雇用関係があることをいう。

カ　建設工事に当たる企業（以下、「建設企業」という。）は次の要件を満たすこと。

① 防衛省競争参加資格のうち、「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上かつ「土木一式工事」に係る経営事項評価数値が990点以上（Ａ等級）、「管工事」に係る経営